

浜中町立茶内小学校いじめ防止基本方針

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめに

本校では、全教職員が「いじめは、学校内外を問わずいつでもどこでも起こりうることであり、すべての児童がいじめに関わる可能性がある」という基本認識に立ち、児童の尊厳の保持のため「いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) いじめの定義

【いじめの定義】

本校の児童に対して、本校に在籍する一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

(3) いじめ問題に対する基本認識と基本姿勢

① 基本認識

- ア) いじめは、人として絶対に許されない行為であるという強い認識に立つ。
- イ) いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行う。
- ウ) いじめ問題に対しては組織で、関係者が一体となって取り組む。

② 基本姿勢

- ア) リスクマネジメント
いじめを「しない・されない・許さない」心情や態度を育てる。
- イ) クライシスマネジメント
いじめの早期発見及び早期対応・解決に全力をあげる。
- ウ) ナレッジマネジメント
情報を共有するとともに、再発防止機能を高める。

2. いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめを「しない・されない・許さない」心情や態度を育てる。

- ① 全教職員が「いじめ問題」に共通理解、共通歩調で向き合えるよう、「いじめ問題」に関する校内研修を定期・不定期に位置づけ、「いじめ防止等」に関する教職員の資質向上を図る。
- ② 児童相互が認め合える、支え合える、高め合える人間関係を育てる学級経営の充実を図る。
- ③ 児童の豊かな道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ④ 基礎・基本の定着をとともに、「わかった・できた」という実感が伴う授業の構築を図り、児童が達成感や成就感を実感できるようにする。
- ⑤ 全教職員が、児童に対して人権尊重の言動が感覚として身に付く指導を、いつで

も、どこでも、誰に対しても一貫して行う。

- ⑥ 「いじめ問題」に関する学校長講話を受け、児童自らが主体的にいじめの根絶に向けた活動を展開できるように指導・支援する。
- ⑦ 保護者や地域に対して「いじめ防止」の重要性を深く認識してもらえるよう学校からの情報発信に努める。
- ⑧ 保護者や地域との連携を深め、地域全体で児童を見守るとともに児童が健やかに成長できる環境づくりを進める。

(2)いじめの早期発見を図る

- ① 全教職員が、全児童に対する理解を深めるとともに、日常的な観察を丁寧に行い小さな変化でも見逃さず情報交流に努める。
 - ・丁寧な引継ぎ
 - ・児童理解研修
 - ・生徒指導研修
 - ・教育相談
 - ・チャンス相談
 - ・校内巡視
 - 等
- ② 調査を実施し、児童の学校生活・学習・家庭での生活を把握し、状況に応じて相談、指導、家庭との連携など迅速に対応する。
 - ・Q-U
 - ・授業アンケート
 - ・いじめ把握のためのアンケート
 - ・生活リズムチェックシート
 - ・生活習慣調査
 - ・児童による学校評価等
- ③ 保護者や地域との連携を深め、情報が入りやすいようにする。
 - ・PTA総会
 - ・参観後の懇談
 - ・学級茶話会
 - ・地域懇談
 - ・日常的に行う電話や直接会話

(3)いじめの早期対応・解決を図る

- ① いじめが疑わしい問題も含めいじめ問題を発見したときには、速やかに教頭への報告を行う。
- ② 教頭指導の下、組織的に情報収集を綿密に行い事実関係を明確にする。
- ③ いじめ問題に該当する事案の場合は、直ちに問題行動(いじめ)防止対策委員会を開催し、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ④ いじめられている児童の安全・安心を最優先にした対応を行う。
- ⑤ 問題行動(いじめ)防止対策委員会は、いじめの被害者及びその保護者、加害者及びその保護者、傍観者に対し、短期・中期・長期の関わり方を明確にし、三者が安心して学校生活を再開できるよう、それぞれに指導方針、指導目標、具体的な手立てを立て、それを全教職員の共通理解のもとで行う。
- ⑥ 学校内で問題の解決が難しい場合は、躊躇せず関係機関や専門機関と協力して解決にあたる。
- ⑦ インターネットを通じて行われるいじめについては、ネットパトロールと直接情報収集を定期・不定期に行う校内体制を整えるとともに、情報モラルに関する学習会を教育課程に位置づけ実施する。

3. いじめ問題に取り組むための組織

(1)指導部会

生徒指導担当がいじめの予防・開発的な取組を中心に計画を立て、その実践にあたる。

(2)問題行動(いじめ)防止対策委員会

①役割

いじめを中心とした問題行動等への対応について中核的な役割を果たす。

②具体的な業務内容

- ア) 未然防止に向けた取組への助言
- イ) 早期発見に向けた取組の実施と助言
- ウ) 早期対応・解決に向けた取組の中核
- エ) 重大事態への対処の中核

③構成員

委員長…指導部長

委員…担任 教頭 ※必要に応じて養護教諭、教務主任

4. 重大事案への対処

- ① いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであるときや、児童の生命、身体または財産に被害が生じるおそれがあるときには、速やかに教育委員会へ報告し、事案に対処する外部・専門機関（教育委員会・警察・児童相談所・スクールカウンセラー・PTA会長等）を含めた組織を設置する。
- ② 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ 事実関係の調査期間であっても、いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮し、精神的・肉体的な安全を最優先とする。
- ④ 上記調査による結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ いじめを受けた児童及びその保護者、いじめを行った児童及びその保護者に対して、短期・中期・長期的な目標設定と手立てを立て、教育的な視点から支援を行う。

5. 学校評価への位置づけ

いじめを隠蔽せずに、いじめの事実把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適切に事項の取組を評価する。

- (1)いじめの早期発見に関する取組に関すること
- (2)いじめの再発を防止するための取組に関すること